

セラピスト有効活用へ



ツクイ
丸山崇取締役

個別機能訓練加算の見直しについて、2021年度改定ではⅠ・Ⅱを統合して上位区分を設ける方向性です。Ⅱの取得推進に向けて要件緩和を行うことが目的だと思いますが、当社においては、Ⅰ・Ⅱ両方を取得している事業所も多く、単価が下がるところも出でてくるでしょう。さらに、手厚く配慮しているセラピストの有用な活用について見直しを

踏まえ、計画書の見直しなどとともに議論されました。また、訪問・通所リハビリティーションマネジメント加算（Ⅰ）及び介護予防訪問・通所リハビリ（Ⅱ）を統合して上位区分を設ける方向性です。Ⅱの取得推進に向けて要件緩和を行うことが目的だと思いますが、当社においては、Ⅰ・Ⅱ両方を取得している事業所が多く、単価が下がるところも出でてくるでしょう。さらに、手厚く配慮しているセラピストの有用な活用について見直しを

「5面からつづく」養・口腔の一体化的な取組には、医師や歯科医師、リハ専門職、管理栄養士、歯科衛生士などの多職種による総合的なサービス提供が必要となる。地域での提供体制などの把握や、「リハビリテーション計画書」「経維持計画書」「栄養ケア計画書」などとは共通する項目が多くあることも踏まえ、計画書の見直しなどとともに議論された。

（Ⅰ）及び介護予防訪問・通所リハビリ（Ⅱ）を統合して上位区分を設ける方向性です。Ⅱの取得推進に向けて要件緩和を行うことが目的だと思いますが、当社においては、Ⅰ・Ⅱ両方を取得している事業所が多く、単価が下がるところも出でてくるでしょう。さらに、手厚く配慮しているセラピストの有用な活用について見直しを

加算の廃止・統合も

リテーションマネジメ

ント加算を廃止、基本

報酬に組み込むといっ

た、報酬体系の簡素化

に資する見直しも行わ

れる。一方で、算定率の低さが課題となつて

いる生活機能向上連携

IとIIを統合、人員配

置要件もIIに合わせる

などして取得を促進す

I及びIIを併算して

する事業所があることも

踏まえ、機能訓練指導員について、統合した

I・II統合し新区分 個別機能訓練加算

加算については、外部のリハ専門職がICT活用により利用者への助言などをを行うことを評価する新区分を設ける。デイにおける個別機能訓練加算については

加算の要件で求める機能訓練指導員の配置に加えて専従1名以上を、サービス提供時間帯を通じて配置した場合を評価する、上位の加算区分を設ける方向性も示されている。

■現行の個別機能訓練加算（I）（II）の概要

個別機能訓練加算（案）	個別機能訓練加算（案）
ニーズ把握・情報収集	通所介護・地域密着型通所介護事業所の職員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。
機能訓練指導員の配置	基本要件 専従1名以上配置（配置時間の定めなし） 上位区分 専従1名以上配置（サービス提供時間帯通じて配置）
機能訓練指導員の配置	※人員欠如減算・定員超過減算を算定している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※本要件については、運営基準上配置を求めていた機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。 上位区分については、運営基準上配置を求めていた機能訓練指導員に加えて専従1名以上配置することとする。 ※機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能・生活機能向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施
進捗状況の評価	上記の過程を3ヶ月に1回以上実施し、個別機能訓練計画の進捗状況等に応じ、訓練内容の見直し等を行う。

個別機能訓練加算（I）1日につき46単位 個別機能訓練加算（II）1日につき56単位

ニーズ把握・情報収集	通所介護・地域密着型通所介護事業所の職員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。
機能訓練指導員の配置	常勤・専従1名以上配置（サービス提供時間帯通じて配置） 専従1名以上配置（配置時間の定めなし）
機能訓練指導員の配置	※機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能・生活機能向上を目的とする機能訓練項目（1人でお風呂に入る等といった生活機能の維持・向上に関する目標設定が必要）
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施
進捗状況の評価	上記の過程を3ヶ月に1回以上実施し、個別機能訓練計画の進捗状況等に応じ、訓練内容の見直し等を行う。

（※）機能訓練指導員が2名以上配置されれば、同一日に同一の利用者に対して両加算を算定する事も可能。

（厚生労働省資料より抜粋）

自宅での入浴目指し デイ入浴加算に新要件

きいとみられる。

あることから、今回の見直しによる影響も大

ALSOOKの介護



目指すのは「最高の介護品質」です。

お客様に寄り添い
自分らしい
暮らしをサポート

サービス改善
お客様からのご意見や、日々の気づきをサービス内容の改善につなげます

人財確保・育成
高品質な介護サービスを支える人財を育成しています

デジタル化推進
サービス内容の高度化と、職員の負担軽減につながるICT活用を目指します

多職種連携
様々な職種の方との連携を強化し、地域包括ケアの具体化を目指します

■「ALSOOKの介護」のサービス特長

- ①あらゆるお客様に対応したサービス体制
毎日のみまもりから、在宅・施設介護まで充実のラインアップ
- ②充実の健康増進メニュー
身体状況に応じた医療・リハビリ提供、充実の認知症対応
- ③安全安心を最優先
お客様の生活空間に安全安心なサービスを提供、防災対策も充実
- ④安定した経営・財務基盤
ALSOOKグループの安定した経営・財務基盤

笑顔あふれる
毎日をサポートします！

運営会社
サービス内容

ALSOOK介護 **0120-294-772**

らいふ **0120-055-218**

ケアプラス **0120-8556-39**

有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、デイサービス、福祉用具販売・貸与

サービス 提供エリア

宮城・埼玉・東京・千葉・神奈川・
静岡・愛知・大阪・兵庫

サービス 内容

訪問医療
マッサージ

サービス 提供エリア

全国23拠点